

第 7 章 原子力災害対策計画

第1節 総 則

1 計画の目的

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が広範囲に及んだ。

また、平成26年8月には、九州電力川内原子力発電所（以下「川内原子力発電所」という。）1号機が、10月には2号機が再稼働した。

このことから、本市より約50km圏内にある九州電力川内原子力発電所（鹿児島県薩摩川内市）で万一同様の事故が発生した場合、その規模や風向きによっては本市へ影響を及ぼす可能性もある（別表1）。

この計画は、これらの状況を踏まえ、原子力災害対策特別措置法その他関係法令の趣旨等に基づき、放射性物質の異常放出が起こった場合又はそのおそれがある場合等を想定し、本市における必要な対策を策定し、市民の生命・財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

本計画は、原子力災害対策に関する具体的な事項について定めるものであり、本計画に記載のない事項については、地域防災計画の他章を準用し対応するものとする

3 計画の見直し

国においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害対策に関する法令や基本となる計画等の見直しが進められている。県において平成24年度に熊本県原子力対策計画が策定された。今後、それらの内容や進捗状況を踏まえ、本計画についても必要な修正等を行っていく。

第2節 防災活動体制

1 配備体制

第3章災害応急対策計画第3節「職員動員計画」を基本とし、原子力に関する配備体制及び原子力に関する配備基準は次のとおりとする。

配備体制	配備基準	体制の内容
警戒体制	① 県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき。 ② 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検出された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき。	防災に対する情報収集体制（注意警戒体制）。必要に応じ体制の強化を行う。災害に対する調査体制（第1号配備体制）
災害警戒本部体制	① 県から異常事態の連絡を受けた場合で、本市への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき。 ② 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき。	災害に対する警戒体制（第2号配備体制）
災害対策本部体制	○ 本市で、この計画等に基づく原子力防災対策を実施する必要があるとき。	災害に対する全市的対応体制（第3号配備体制）

2 防災関係機関の事務又は業務

市、県及び関係機関の業務は、第1章総則第2節「防災関係機関の事務又は業務」に加え、次のとおりとする。

機関名	事務又は業務
市	1 原子力防災に関する住民等への知識の普及及び啓発 2 原子力防災に関する訓練の実施 3 屋内退避等に関する広報及び指示 4 避難所の開設、運営、必要に応じて警戒区域の設定等

	5 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力 6 住民への原子力災害に関する情報伝達 7 鹿児島県出水市からの避難の受入れに関する協力
熊本県	1 原子力防災に関する住民等への知識の普及及び啓発 2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成 3 原子力防災に関する訓練の実施及び市が行う訓練への助言 4 環境放射線モニタリング体制の整備 5 食品検査体制の整備 6 健康相談及び医療体制の整備 7 原子力災害に関する情報の収集及び関係機関への通報 8 国の指示等による屋内退避等の実施に関する市への情報伝達及び関係機関間の調整 9 県内において放射性物質による被害が生じた場合の対応の調整
熊本地方气象台	災害対策本部等への気象情報等への提供及び解説
八代海上保安署	1 環境放射線モニタリングの支援 2 陸路による避難が困難な場合の住民避難支援
九州地方整備局	陸路による避難が困難な場合の住民避難支援
自衛隊	政府原子力災害対策本部の指示に基づき、状況により次の事項を実施 1 環境放射線モニタリングの支援 2 県内で放射性物質による影響が生じた場合の対応支援
鉄道関係機関	原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送
日本赤十字（熊本県支部）	健康相談及び医療体制の整備に関する県及び市への協力
放送報道関係機関	原子力災害に関する住民等への緊急を要する情報伝達
自動車運送機関	原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送
海上輸送機関	原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送
九州電力株式会社	原子力災害に関する状況把握及び情報提供
農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	農林水産物の生産・管理等の防災関係機関が実施する原子力防災対策への協力
学校	原子力防災に関する児童及び生徒への知識の普及及び啓発

3 組織体制又は事務

第3章災害応急対策計画第1節「組織計画」、第2節「災害対策本部」、3「災害対策本部の事務分掌」に定める役割を準用する。

第3節 災害予防計画

1 情報の収集及び連絡体制の整備

(1) 情報の収集及び連絡体制の整備

市は県と連携し、原子力発電所事故等に関して、迅速に情報収集及び連絡を行うため、情報収集及び連絡体制を整備する。また、市、県及び関係機関は、訓練等の実施により情報収集及び連携体制の一層の充実を図る。

(2) 住民等への情報伝達体制の整備

市は県と連携し、原子力発電所事故等における住民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

市は県と連携し、防災行政無線、広報車、ホームページ、メール等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

市は県と連携し、避難行動要支援者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達機器の活用や情報伝達の整備に努める。

市は県等と連携し、必要に応じ住民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できるよう平時から情報収集に努める。

2 屋内退避等に係る体制の整備

市は県と連携し、原子力発電所事故等において、屋内退避に係る情報収集・伝達が円滑に実施できるよう体制を整備する。

なお、国の原子力災害対策指針の改定等により避難等の必要性が示された場合、市及び県は、関係機関と連携して避難体制の構築を図る。

また、市は、避難行動要支援者の避難誘導・移送体制等の充実に努める。

3 健康相談及び医療体制の整備

市及び県は、国の原子力災害対策指針の改定等により、健康相談及び医療体制の整備の必要性が示された場合、市内及び県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与、健康相談等の実施体制を整備する。

また、市及び県は、専門的医療の必要性が示された場合、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急原子力災害医療派遣チーム等の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備を図る。

4 住民等への知識の普及・啓発

市は、国、鹿児島県及び県と連携し、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発のため広報活動の実施に努める。

5 防護資機材の確保

市は、国から防護資機材の確保が示された場合、県及び関係機関等と連携し、必要な資機材等の確保に努める。

6 防災訓練の実施

市は、鹿児島県から求められた場合、県及び関係機関と連携し、原子力防災に関する訓練を実施する。

7 出水市民の受入

市は、出水市に対する国の一時移転指示が出た場合、受け入れ可能な場合、出水市民の避難者6,645人の受入及び28箇所の避難所提供を行う。

(別表2 出水市民の受入施設及び人数)

第4節 災害応急対策計画

1 組織体制

本章第2節防災活動体制1「配備体制」による。

2 情報の収集及び連絡

市は県と連携し、発電事業者及び鹿児島県から原子力発電所事故等に関する情報収集を行うとともに、鹿児島県における対策の方針及び概要について情報収集を行う。

また、環境放射線モニタリング情報、被害状況、屋内退避等状況、医療活動情報等の応急対策活動内容についても情報の収集を図り、関係機関への連絡を行う。

(1) 住民等への情報の伝達

市は、テレビ、ラジオ、インターネット、メール、防災行政無線等のあらゆる情報発信手段を活用して、住民に対し、原子力発電所事故等の状況及び必要に応じて屋内退避等の指示等の伝達を行う。

(2) 相談窓口の設置

市は県と連携し、必要に応じて、住民等からの問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

3 住民避難等の防護活動

市及び県は、国等の指示を受け、屋内退避等の指示を住民へ伝達する。

なお、原子力災害と自然災害が複合的に発生する危険性がある場合、市は県と連携し、事故の状況、自然災害の状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、住民へ屋内退避等の指示を行う。

なお、国の原子力災害対策指針の改定等により避難等の必要性が示された場合、市及び県は、関係機関と連携して避難体制の構築に努める。

また、住民避難に当たっては、避難行動要支援者の円滑な避難誘導及び移送に十分留意する。

4 緊急時環境放射線モニタリングの情報収集

県において、県内における放射性物質の拡散状況等を把握するため、モニタリングポストが設置されている。本市では熊本県環境センター内に設置されており、携帯用放射線測定器も水俣保健所に設置されている。

県は、必要に応じ、県内上空及び海上でのモニタリング又はモニタリングの支援を国等に要請することとしている。

市は、県における緊急時環境放射線モニタリングデータ情報を収集するものとする。

5 健康相談及び医療の実施

市及び県は、必要に応じて、市内及び県内の医療機関の協力を得て、避難所等での携帯用放射線測定器等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与、健康相談等を実施する。

また、市及び県は、必要に応じて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。

6 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市は県と連携し、市内への放射性物質の飛来、拡散状況等を踏まえ、必要に応じて、飲料水、飲食物及び農林畜水産物を県に検査を依頼し、その結果が、国の定める摂取制限等の基準の抵触する場合は、県及び国の助言等を踏まえ、当該飲料水等の摂取制限や出荷制限等、必要な措置を行う。

7 広域連携

市は、避難を要する住民が広域かつ多数となる等、必要がある場合は、災害時応援協定を締結している各自治体等に支援要請を行う。

第5節 災害復旧対策計画

1 環境放射線モニタリングの情報収集

県において、所在県における原子力緊急事態解除宣言が行われる等、原子力災害の拡大の可能性がなくなった後も、継続して環境放射線モニタリングが実施され、その結果が公表される。

市は、県における環境放射線モニタリングデータの情報収集を継続する。

2 風評被害等の影響軽減

市は県と連携して、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、必要に応じ以下の活動を行う。

- (1) 農林畜水産業等の生産物について、放射能汚染状況を調査し、その結果を公表する。
- (2) 被ばく患者や被ばく傷病者等の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表する。
- (3) 市内における農林畜水産物業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握する。
- (4) 市産品等に対する市場や消費者の動向を把握する。
- (5) 原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のために広報活動を行う。

3 住民健康相談

市は、県及び医療機関等と連携し、避難等を行った住民及び避難者の受入れに協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

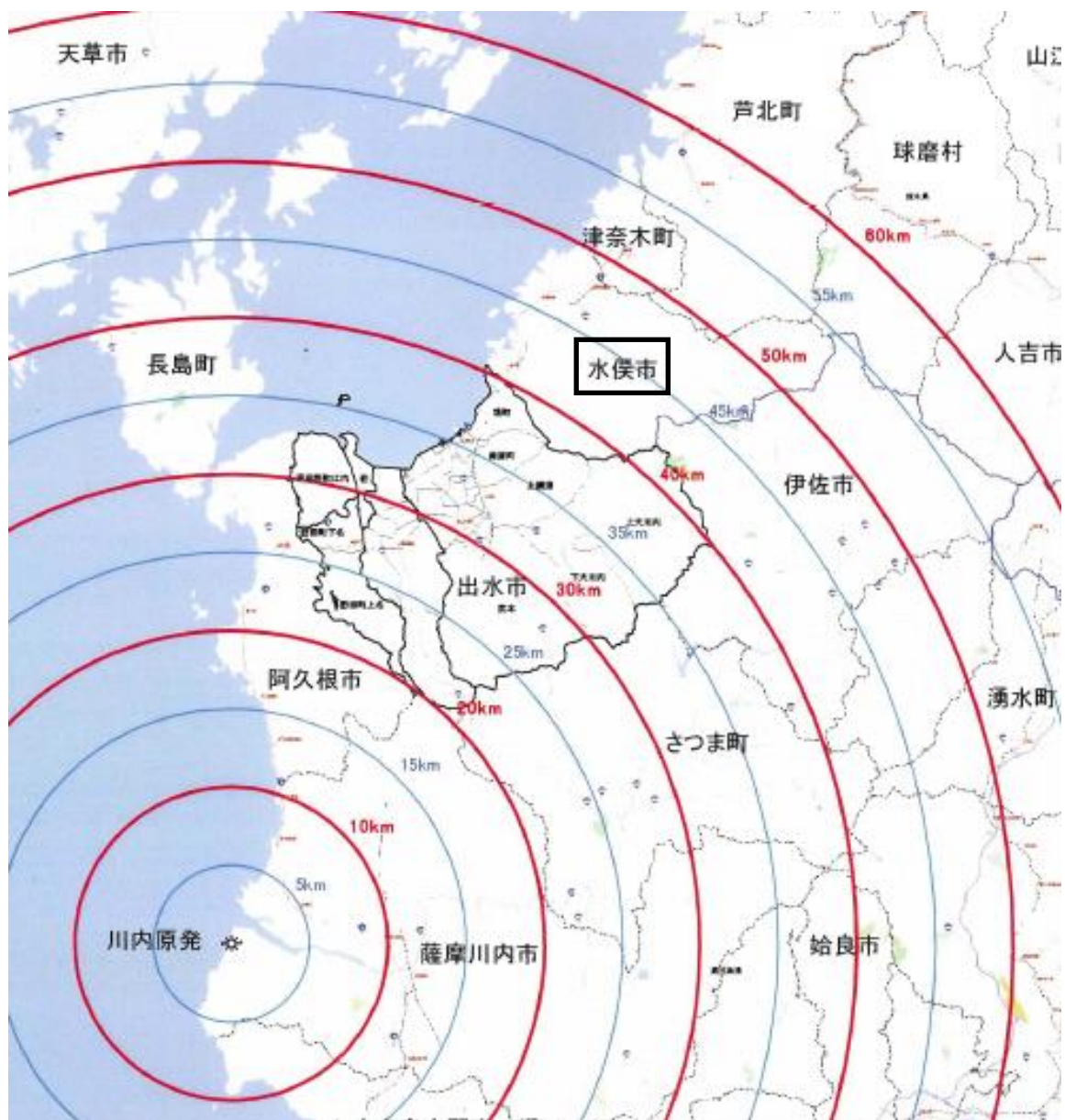
4 放射性物質による汚染の除去等

市は、市内においても放射性物質の除染の必要があると認められる場合は、国、鹿児島県、熊本県、発電事業者及びその他関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去及び除染作業を行う。

5 支援措置その他

被災者への支援措置その他必要となる事項については、原則として、第8章「災害復旧計画」を準用して対応する。

別表1 九州電力川内原子力発電所からの距離



別表2 出水市民の受入施設及び人数

番号	施設名	受入予定人数（人）	備 考
1	もやい館	292	高尾野(192)下水流(100)
2	おれんじ館	54	江内(54)
3	市公民館	272	荘(81)
4	市公民館分館	81	荘(235) 下水流(37)
5	武道館	331	野田(331)
6	総合体育館（本館）	1000	下水流(1000)
7	総合体育館（南部館）	385	下水流(385)
8	水俣高校第二体育館	284	下水流(49) 江内(235)
9	水俣第一小学校体育館	320	荘(290) 下水流(30)
10	水俣第二小学校体育館	303	野田(303)
11	水東小学校体育館	312	高尾野(312)
12	袋小中学校体育館	368	下水流(368)
13	湯出小学校体育館	210	江内(210)
14	久木野小学校体育館	258	江内(258)
15	水俣第一中学校体育館	292	野田(292)
16	水俣第二中学校体育館	443	江内(443)
17	緑東中学校体育館	311	高尾野(311)
18	深川体育館	205	高尾野(205)
19	石坂川体育館	117	江内(117)
20	旧第三中学校体育館	426	高尾野(426)
21	湯の鶴温泉保健センター	50	江内(50)
22	葛彩館	128	江内(126)
23	桜野集会所	26	江内(26)
24	葛渡集会所	24	江内(24)
25	23区集会所	66	江内(66)
26	5区公民館	20	下水流(20)
27	西生院	30	下水流(30)
28	石坂川集会所	37	江内(37)
合 計		6,645	

※ 受入施設及び人数については、今後、出水市と見直しする予定